

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3(接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)

第95条の3

接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(そ接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

料金表

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(9) (略)		—	—	—
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごとに	第1(工事費)2 (工事費の額)2 -4(2-3に適用する作業単金)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2	—

新

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払い義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(12) (略)

(13) 第95条の3(接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき(遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときを含みます)。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)

第95条の3

接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うこと(遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときを含みます)を要します。

料金表

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区分		単位	手続費の額	備考
(1)～(9) (略)		—	—	—
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	1回ごとに	第1(工事費)2 (工事費の額)2 -4(2-3に適用する作業単金)及び第14欄の手続費が適用される場合を除きます。)に規定する作業単金に立会いに要する時間及び第1表(接続料金)第2(網改造料)2	—

				(料金額) 2-3 (年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。)	
		イ～エ (略)	—	—	—

				(料金額) 2-3 (年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率に1を加算して得た値を乗じて得た額に相当する額に電話サービス契約約款に規定する基本工事費のうち加算額に相当する額を加えた額(後者の額にあっては、派遣を要した場合に限ります。)	
		イ～エ (略)	—	—	—

2-2 2-1 以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(13) (略)	(略)	—

2-2 2-1 以外の手続費

区分	単位	備考
(1)～(13) (略)	(略)	—
(14) 遠隔立会費	1 件ごとに	第 95 条の 3 (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項第 2 号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合において、遠隔地からネットワークカメラ等を用いて立ち会うときに要する費用

附 則 (令和 3 年 12 月 3 日西設相制第 000126 号)
この改正規定は、令和 4 年 4 月 12 日から実施します。